

令和8年度 職業訓練指導員試験受験案内

愛知県

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員の資格を取得するための試験です。合格者には、申請により職業訓練指導員免許証が交付されます。

(この試験は、愛知県職員の職業訓練指導員採用試験ではありません。)

※実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることのできる者(以下「全免除者」という。)からの受験申請は通年で受け付けています。また、全免除者は受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続きを行うことができます。(ただし、免許交付申請は、原則愛知県内に居住している方)

1 実施職種及び受験資格

実施職種・試験	対象者
(1) クレーン科、事務科、情報処理科 実技試験及び学科試験を実施	受験資格を有する者
(2) 機械科 学科試験(指導方法、系基礎学科、専攻学科)を実施	受験資格を有する者で、実技試験が免除される者(技能検定合格者等)
(3) 全免許職種 学科試験(指導方法)を実施	受験資格を有する者

(注) 学科試験は「指導方法」「系基礎学科」「専攻学科」の3区分で実施します。

2 試験の期日及び場所(詳細は後日受験票で通知します。)

区分	職種	期日	場所
学科試験	全職種	令和8年10月31日(土)	愛知学院大学(名城公園キャンパス) 名古屋市北区名城3-1-1
実技試験	事務科 情報処理科	令和8年11月7日(土)	名古屋高等技術専門校 名古屋市北区安井二丁目4番48号
実技試験	クレーン科	令和8年11月14日(土)	ポリテクセンター名古屋港 名古屋市港区潮風町3

3 試験科目

試験科目は次のとおりです。

ただし、学科試験のうち指導方法については、各職種共通です。

職種	実技試験の科目	学科試験の科目
クレーン科	1 クレーン運転整備 2 玉掛け	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学(機械要素 機械一般 建設機械 運搬機械) イ 電気工学(電気理論 電気機器 配電 電気計器) ウ 応用力学(力 質量 重心及び物の安定 荷重 応力) エ 安全衛生(安全管理 衛生管理) オ 関係法規(労働安全衛生法 道路交通法 道路運送車両法) (2) 専攻学科 ア 運転法(クレーン等の種類及び構造 運転法 玉掛け及び合図の方法) イ 点検整備法(点検法 調整法 保守)

職 種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
事務科	1 文書実務 2 計算実務 3 簿記及び会計実務	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 事務一般(企業形態 企業組織 応接法 O A機器 関係法規) イ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 事務(総務実務 文書実務 人事実務 営業実務 O A事務) イ 簿記・会計(商業簿記 工業簿記 原価計算 財務諸表論 税務計算)
情報処理科	1 システム設計 2 プログラム設計	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア ソフトウェア(言語理論 プログラミング言語 オペレーティングシステム データベース構造) イ ハードウェア(情報理論 CPU 周辺装置 コンピュータ・アーキテクチャ) ウ ネットワーク(プロトコル LAN) エ 情報工学(情報科学 情報数学 情報セキュリティ) オ 経営工学(経営管理 生産管理) カ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 システム設計(コード設計 構造設計 画面設計 ファイル設計 モジュール設計 運用設計 データベース設計 プログラム設計)
機械科	なし	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 機械工学(機械要素 機構と運動) イ 材料(材料力学 金属材料 非金属材料 潤滑油及び切削剤) ウ 工作法(NC加工法 機械工作法 治具 工具) エ 測定法(測定及び試験機器 測定法 形状測定 材料試験) オ 安全衛生(安全管理 衛生管理) (2) 専攻学科 ア 加工法(切削加工法 研削加工法 金型工作法 精密加工法) イ 機械製図(機械製図法 機械設計法 テクニカルイラストレーション)
上記以外の職種	なし	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

4 受験資格及び免除の範囲

- (1) 次のいずれかに該当する人は、試験を受けることができます。
 ア 職業能力開発促進法第44条第1項の規定による技能検定に合格した者
 イ 同法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
 (2) 同法施行規則第46条の規定に該当する人は試験の免除を受けられます。

◎ 受験資格及び免除の範囲（一部抜粋）

受験者の有する資格等によって、試験の一部の免除を受けることができます。

※詳細は職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項、第3項及び第46条を確認して下さい。

受験資格（主なもの）		実務経験 年 数	実 技	免 除 の 範 囲		
				学 科		指 導 方 法
				関 連 学 科	系 基 礎	
学校 教 育	●大学卒業（通信課程を除く）	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業（通信課程を除く）	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校卒業（通信課程を除く）	5年以上				
職業 訓 練	短期養成課程の指導員養成訓練修了 （職業能力開発総合大学の長が認める区分）	1年以上	○	○	○	○
	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年以上				
	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	—		○	○	
	●職種転換課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
労 働 生 大 臣 の 指 定 学 校	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年以上				
	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程（3年）の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は 各種学校（2年）卒業	4年以上				
●高等課程若しくは一般課程（3年）の専修学校又は 各種学校（3年）卒業	3年以上					
実務経験のみ	8年以上					
職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級合格者 （「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）	—	○	○	○		
職業能力開発促進法による技能検定2級合格者	—	○				
免 除 資 格 （ 主 な も の ）						
受験職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者			○			
受験職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者 （該当する試験区分のみ）				○	○	○
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者						○
受験職種と同一系の他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又は その学科試験に合格した者※				○		○

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

○印は試験が免除される範囲

受験職種に相当する技能検定職種については、別表2(7、8ページ)を参考にしてください。

※令和8年度実施職種の同一系免許職種については、別表3(8ページ)を参考にしてください。

◎他の法令に基づく資格による受験資格及び免除の範囲（一部抜粋）

※詳細は職業能力開発促進法施行規則別表 11 の 3 及び平成 30 年 3 月 30 日付厚生労働省告示第 155 号を確認してください。

職 種 (主なもの)	受 験 資 格	免 除 の 範 囲			
		実 技	関 連 学 科		指 導 方法
			系基礎	専 攻	
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○	○	
	厚生労働省人材開発統括官が定める試験に合格した者、資格を有する者	○			
建築科	建築士法による 1 級建築士の免許を有する者		○	○	
電子科	電波法による第 1 級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○	○	
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則による 1 級大型自動車整備士、1 級小型自動車整備士、1 級 2 輪自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士、2 級ジーゼル自動車整備士若しくは 2 級 2 輪自動車整備士、平成 1 2 年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による 1 級 4 輪自動車整備士又は昭和 53 年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による 2 級 3 輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○	○	○	
航空機整備科	航空機製造事業法施行規則による航空機国家試験合格証を有する者(※)及び航空法による 1 等航空整備士若しくは 2 等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者	○ ※	○	○	
測量科	測量法による測量士の試験の合格証書を有する者	○	○	○	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○	○	
電気通信科	電波法による第 1 級総合無線通信士の免許を有する者	○	○	○	
臨床検査科	医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者	○	○	○	
和裁科	商工会議所法に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	○			
電気科	電気事業法による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者若しくは第 3 種電気主任技術者の免状を有する者、昭和 54 年省令による改正前の航空機製造事業法施行規則による電気機器国家試験の合格証を有する者又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律によるエネルギー管理士免状を有する者		○	○	
介護サービス科	職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に該当する者	○	○	○	

(注) ○印は試験が免除される範囲

※航空機国家試験合格者については関連学科のみ免除

5 欠格者

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から 2 年を経過しない者

6 受験申請の手続き

(1) 受付期間及び場所

ア 受付期間

令和8年7月27日(月)から令和8年7月31日(金)までの午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

愛知県庁本庁舎1階労働局共用会議室
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

※申請は直接愛知県庁までお越しください。

(郵送による申請を御希望の場合は、事前に電話にて御連絡ください。)

(2) 提出書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書

(愛知県労働局産業人材育成課、愛知県県民相談・情報センター(愛知県自治センター1階)及び各県民相談室にあります。)

イ 履歴書(受験申請書の裏面を記入してください。)

ウ 受験資格及び免除資格を証する書面

受験者区分	提出書類					
	ア 受験申請書	イ 履歴書	ウ 写真 2枚	エ 卒業 修了 証明書	オ 検定 合格 証書写	カ 免許証等写
1 大学、短大、高専、高校卒	○	○	○	○		
2 職業訓練修了	○	○	○	○		
3 各種学校(専修学校等)卒	○	○	○	○		
4 実務経験	○	○	○			
5 技能検定合格	○	○	○		○	
6 その他の資格	○	○	○			○

(注1) エの「卒業・修了証明書」は、未開封原本に限る。

(注2) 1、2、3の者で、実務経験が8年以上ある者についてはエを省略出来る。

また、前回の受験票又は一部合格証書(写)を添付した場合はイ及びエの書類を省略することができる。

(注3) 大学及び高等専門学校卒業の者で関連学科の免除を受けようとする者は、免許職種に関する学科を履修したことを証明する書類を添付すること(未開封原本に限る)。

(注4) 一部合格、他職種の職業訓練指導員免許等により、免除を受けようとする者は、その証書の写しを添付すること。

(3) 受験手数料

学科試験 3,100円 実技試験 15,800円

納付方法

- ・愛知県収入証紙(申請書に貼付)

※収入印紙(国)とお間違えのないように購入してください。

- ・キャッシュレス決済は、受験申請を来庁(持参)の場合に限ります。

試験の免除を受ける場合は、免除に関する手数料は不要です。

なお、学科試験の全て(指導方法、系基礎学科、専攻学科)を受験する場合でも、学科試験の一部を受験する場合でも、受験手数料は同額です。

主な愛知県収入証紙売りさばき所
県庁本庁舎地下1階ファミリーマート、県庁西庁舎10階売店、愛知県自治センター2階売店、各警察署、名古屋市内各区役所、市役所(名古屋市を除く)及び町村役場、保健所(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く)

7 合格発表

令和9年1月13日（水）

合格者には、合格証書を直接又は所属会社（団体）経由で送付するほか、合格者の受験番号を愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター1階）及び各県民相談室に掲示するとともに、愛知県ホームページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/>）に掲載します。

また、この試験の科目別得点は、「個人情報保護に関する法律施行条例」に基づく「口頭による当該保有個人情報の閲覧」の対象となりますので、合格発表の日から1か月間、愛知県県民相談・情報センター情報コーナー（愛知県自治センター2階）において口頭により閲覧を求めることができます。その際には、受験票と自動車運転免許証等の身分証明書が必要となります。

なお、不合格者には通知しませんので御了承ください。

別表1 学科試験のうち指導方法のみを実施する職種

	職種名（科）		職種名（科）		職種名（科）		職種名（科）		
金属	鉄鋼 鋳造 鍛造 熱処理 塑性加工 溶接 構造物鉄工 金属表面処理	輸送機械等	自動車製造 自動車整備 自動車車体整備 航空機製造 航空機整備 鉄道車両 造船	建設・土木	左官・タイル 築炉 ブロック建築 熱絶縁 冷凍空調機器 配管 住宅設備機器 さく井 土木 測量	木製品等	木型 木工 工業包装	事務・通信	電気通信 電話交換 貿易事務 流通ビジネス
							紙・印刷		
機械	製材機械 内燃機関 建設機械 農業機械 縫製機械	紡績・繊維	織布 織機調整 染色 ニット 洋裁 洋服 縫製 和裁 寝具 帆布製品	園芸サービス等	園芸 造園 森林環境保全	皮製品	レザー加工	サービス	介護サービス 理容 ホテル・旅館・レストラン 観光ビジネス 日本料理 中国料理 西洋料理 美容
							食料品等		
計器・光学機械	時計 光学ガラス 光学機器 計測機器 理化学機器	建設・土木	建築 枠組壁建築 とび 建設 プレハブ建築 屋根 スレート 建築板金 防水 サッシ・ ガラス施工 畳 インテリア 床仕上げ 表具	窯業・土石	ガラス ほうろう製品 陶磁器 石材	装飾品等	木材工芸 竹工芸 漆器 貴金属・宝石 印章彫刻	その他	塗装 広告美術 デザイン 義肢装具 写真 臨床検査 フラワー装飾 福祉工学
							化学		
電気・電子	コンピュータ制御 発電機 送配電 電気工事 メカトロニクス 電子 電気						建築物設備管理 ボイラー 港湾荷役 建設機械運転 フォークリフト 建築物衛生管理		
							プラスチック		

別表2 受験職種に相当する技能検定職種一覧表

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
園芸科	園芸装飾	冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
造園科	造園	染色科	染色
森林環境保全科		ニット科	ニット製品製造
鉄鋼科	金属溶解	洋裁科	婦人子供服製造
鋳造科	金属溶解、鋳造、粉末冶金、ダイカスト	洋服科	紳士服製造
鍛造科	鍛造	和裁科	和裁
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験	寝具科	寝具製作
機械科	機械加工、非接触除去加工、金型製作、仕上げ、切削工具研削、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図	帆布製品科	帆布製品製造
		縫製科	布はく縫製
		木工科	家具製作、建具製作、機械木工
		紙器科	紙器・段ボール箱製造
構造物鉄工科	鉄工	広告美術科	広告美術仕上げ
塑性加工科	金属プレス加工、建築板金、工場板金、鉄工	製版・印刷科	印刷、プリプレス
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理	製本科	製本
電子科	電子機器組立て、自動販売機調整、電子回路接続、半導体製品製造	プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
		写真科	写真
メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御	ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
電気科	電気機器組立て、自動販売機調整、電気製図、シーケンス制御	石材科	石材施工
自動車製造科	内燃機関組立て	麺科	製麺
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備	パン・菓子科	パン製造、菓子製造
造船科	鉄工	食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
時計科	時計修理	水産物加工科	水産練り製品製造
光学ガラス科	光学機器製造	発酵科	みそ製造、酒造
光学機器科		建築科	建築大工、枠組壁建築、バルコニー施工、サッシ施工(建築科のみ)
製材機械科	切削工具研削	枠組壁建築科	
内燃機関科	内燃機関組立て	フラワー装飾科	フラワー装飾
縫製機械科	縫製機械整備	化学分析科	化学分析
建設機械科	建設機械整備	公害検査科	
農業機械科	農業機械整備	貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
屋根科	かわらぶき	印章彫刻科	印章彫刻
とび科	とび	表具科	表装
左官・タイル科	左官、タイル張り	さく井科	さく井、ウエルポイント施工
築炉科	築炉	建設科	型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
畳科	畳製作	防水科	防水施工
配管科	配管	インテリア科	内装仕上げ施工、表装
住宅設備機器科		義肢装具科	義肢・装具製作
床仕上げ科	内装仕上げ施工	工業包装科	工業包装
熱絶縁科	熱絶縁施工	建築物設備管理科	ビル設備管理
建築板金科	建築板金	建築物衛生管理科	ビルクリーニング

免許職種	技能検定職種	免許職種	技能検定職種
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、サッシ施工、ガラス施工	日本料理科	調理
土木科	ウエルポイント施工	中国料理科	
塗装科	塗装、塗料調色	西洋料理科	

別表3 系基礎学科免除に関する同一系免許職種一覧（令和8年度実施職種のみ）

関連学科実施職種	同一系の免許職種
クレーン科	建設機械運転科、港湾荷役科
事務科	電話交換科、貿易事務科

この試験に関して不明の点は、下記にお問い合わせください。

愛知県労働局産業人材育成課 人材育成グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（県庁本庁舎2階）
TEL 052-954-6365（ダイヤルイン）